

保護者のみなさんへ

平成29年度 就学援助事業について

比布町では、経済的理由等によってお困りのご家庭に対し、お子さまが学校の勉強に必要な費用を支援しています。

1 就学支援を受けられる費目

平成29年度支給限度額（予定）

		小学校	中学校
①	学用品費	11,420円	22,320円
②	通学用品費（小2～小6）（中2～中3）	2,230円	2,230円
③	校外活動費（宿泊なし）	1,570円	2,270円
④	体育実技用具費（3カ年に1回・申請者のみ）	26,020円	37,340円
⑤	新入学児童生徒学用品費等（小1・中1のみ）	40,600円	47,400円
⑥	修学旅行費・校外活動費（宿泊あり）	全額※	全額※
⑦	クラブ活動費・生徒会費・PTA会費	全額※	全額※
⑧	学校給食費	全額※	全額※

※実費相当額

2 就学支援の該当となる方【必要書類】

- ア. 生活保護受給者【受給者証明書】
- イ. 生活保護の停止・廃止【生活保護決定証明書】
- ウ. 町民税が非課税の方、又は減免を受けている方【非課税証明書等】
- エ. 個人事業税の減免を受けている方【減免決定書】
- オ. 固定資産税の減免を受けている方【減免決定書】（家屋の新築による減免は除く）
- カ. 国民年金掛金の免除を受けている方【承認通知書の写】
- キ. 国民健康保険税の減免、又は徴収猶予を受けている方【減免決定書等】
- ク. 児童扶養手当を受給している方【証書の写】
- ケ. 生活福祉資金による貸付を受けている方【貸付決定通知書の写】
- コ. 日雇労働被保険者手帳等を有する日雇労働者【被保険者手帳の写】
- サ. 上記以外の方で、世帯の収入が少ないなど経済的理由のある方【証明できる書類 例：源泉徴収票・確定申告書・退職金及び年金（非課税年金は除く）の受取額のわかる書類等、収入の証明となる書類の写し（平成28年分）など】

※同一生計世帯の世帯員全員の総収入額を参考にさせていただきます。

※申請書については教育委員会窓口にて用意していますので、印鑑、支援金の振込先口座がわかるもの、必要書類をご持参の上、申請してください。

※認定・否認の結果については、書類審査後に随時通知書でお知らせいたします。

※認定となる世帯収入は下記を参考にしてください。（大体の目安であり、家族構成、年齢、生活状況等により、認定とならない場合があります。）

4人世帯（父・母・子2人）
総収入 概ね300万円以下

3人世帯（母・子2人）
総収入 概ね260万円以下

2人世帯（母・子）
総収入 概ね220万円以下

3 注意事項

- ・ 上記のサに該当する方で、世帯を一にする家族に退職金、年金（遺族・障害者年金等非課税年金は除く）等収入がある場合も収入認定額として取り扱います。
- ・ 町が定める認定基準を超えている場合は、認定となりませんのでご了承願います。
- ・ ご家庭の収入状況の異動等による年度途中の申請については、随時対応いたしますのでご相談ください。
- ・ ご不明な点は、生涯学習課学校教育係（85-2262）までお問い合わせください。